

2015 年 1 月 30 日制定

特定非営利活動法人 HANDS

役員報酬規定

1. この規定は、特定非営利活動法人 HANDS の役員の報酬について、基本事項を定めることを目的とする。
2. 当法人では、原則として役員に報酬を支給しないこととする。ただし旅費等の実費については、支給することができる。
3. 例外的に役員に報酬を支給する場合は、定款第 18 条に基づき、別途、理事会で定めるものとする。
4. この規定は、2015 年 2 月 1 日から施行する。

以上

特定非営利活動法人

HANDS

(Health and Development Service)

給 与 規 程

給与および諸手当

1. 給与の種類、計算期間、支払日、支払方法、給与の控除

- 1) この規程は、就業規則第2条（職員の定義）に定める職員に適用する。ただし、臨時雇い、パートタイマー等については個別労働契約によるものとする。
- 2) 給与とは職員の労働の代償として支払われるすべてのものをいう。したがって職員の労働がなかった場合は別段の定めによる場合のほかは賃金を支払わない。
- 3) 計算期間： 毎月1日より末日までとする。

給与の計算方法：給与計算期間の途中に入退職・休職または復職した場合は、当該月の賃金を下記の算式により日割り計算して支払う。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{1 カ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日}$$

1 カ月平均所定労働日数は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日の所定労働日数の合計を 12 カ月で除した日数とする。なお、1 日未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

1 円未満の端数が生じた場合、控除額の計算にあたっては 1 円未満の端数を切り捨て、それ以外については特段の定めがない限り、1 円未満を切り上げるものとする。

- 4) 給与支払日： 計算期間月の翌月 15 日払いとする。但し、支払日が休日、または土曜日の場合は、その前日とする。
- 5) 支払方法： 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員との取り決めにより職員が希望した場合は、金融機関口座への振込みとする。
- 6) 給与よりの控除： 次に掲げるものは、賃金から控除する。
 - ①所得税
 - ②地方税（住民税）
 - ③健康保険および厚生年金保険料の被保険者負担分
 - ④雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - ⑤その他法令で定められたもの
 - ⑥職員との取り決めにより賃金から控除することとしたもの

2. 年令給、能力給、役職手当、通勤手当、および住宅手当

- 1) 給与形態は月給制とし、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までを対象期間とする。
- 2) 年令給： 年令給は、原則として年令に応じて別表 1 の通り定める。年令給とは、HANDS が保障する最低の月額給与である。
- 3) 能力給： 能力給とは、職員の学歴、職歴、資格等に基づき加算される給与であり、プログラム部、オペレーション部、マーケティング部それぞれの基準を別表 2 の通り定める
- 4) 役職手当： HANDS 指定の役職に就く職員には、監督する職員の数および業務内容により、別表 3 の通り支給する。
- 5) 通勤手当： 別に定める内規に基づき、1 カ月 3 万円を上限に、通勤にかかる経費を支給する。
- 6) 住宅手当： 住宅賃貸契約者への家賃補助として 1 年間、毎月 1 万 5 千円を支給する。支給の条件は次に掲げるとおり。
 - ① 東京事務所常勤スタッフでかつフルタイム勤務者であること。
 - ② スタッフ本人が世帯主および賃貸契約者であること。
 - ③ ②を証明する賃貸契約書の写しまたは住民票・住民票記載事項証明書を入職連絡票もしくは人事異動届とともに提出すること。
- 7) 特別手当： 上記 1) から 6) のほか、特別に必要があると事務局長が認めた場合には、別に定める内規によって、臨時に特別手当を支給する場合がある。

3. 賞金の改定

- 1) 賞金の改定： 年令給及び諸手当等の給与の改定は原則として毎年 7 月 1 日に行うこととし、改定額については業務評価の結果に鑑みて、HANDS が決定する。

別表 1： 年令給

年齢	月額年令給
22 歳以下	15.8 万円
23 歳	16.3 万円
24 歳	16.8 万円
25 歳	17.3 万円
26 歳	17.8 万円
27 歳	18.3 万円
28 歳	18.8 万円
29 歳	19.3 万円
30 歳	19.8 万円
31 歳	20.1 万円
32 歳	20.4 万円
33 歳	20.7 万円
34 歳	21.0 万円
35 歳	21.3 万円
36 歳	21.6 万円
37 歳	21.9 万円
38 歳以上	22.2 万円

別表 2： 能力給 (1 ポイント=1 万円として計算)

基準項目	項目内容	プログラム部	オペレーション部	マーケティング部
開発関連 職歴	国際機関、JICA、JOCV、JBIC、開発 NGO などでの開発援助を目的とした勤続年数（半年以上の有給職に限る）	1 年=0.7 ポイント	1 年=0.5 ポイント	1 年=0.6 ポイント
一般職歴	開発関連以外の仕事の勤続年数（半年以上の有給職に限る）	1 年=0.5 ポイント	1 年=0.7 ポイント	1 年=0.6 ポイント
		※開発関連と一般職歴の合計は（原則として）最大 10 ポイントまで。		

途上国経験	途上国における勤務経験（基本的には半年以上の有給職に限る。ただしコンサルティング業務は1ヶ月単位で計算する。）	1年=0.4ポイント (※最大3.0ポイントまで)
学歴	最終学歴に応じて右記の通り計算する。修士号を2つ以上持つ場合も1.3ポイントのみ。満期退学、卒業資格のみは認めない。	博士号 = 2.5ポイント 修士号 = 1.3ポイント (※最大2.5ポイントまで)
語学資格	JICA が認める上級レベル認定書（JICA 英検 1 級、英検 1 級、TOEFL600/CBT250 以上、TOEIC860 以上相当）を有する場合。	1 言語=0.8ポイント
保健医療資格	医師、看護師、保健師、助産師、栄養士などの資格を有する場合は1ポイントとする（複数の資格を持っていたも同様）	保健医療資格=1ポイント

※ 職歴年数、ポイント計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

〈例〉プログラム部門、一般職歴1年7ヶ月 → $19 \text{ヶ月} \div 12 = 1.5833 \dots$ 1.6年

$0.5 \text{ポイント} \times 1.6 = 0.8 \text{ポイント}$ (8千円)

※ 有給職とは、原則として常勤（週5日勤務）を意味する。

※ 開発関連と一般職歴の合計は、事務局長の判断にて8ポイント以上でも加算することが出来る。

別表3 役職手当

役職手当の対象となるポジションによる手当の額は以下の通りとする。

役職	支給額
事務局長	¥ 40,000
部門ディレクター	¥ 30,000
プロジェクト・マネジャー（現地責任者：日本人スタッフまたは現地人スタッフを監督・管理する）	¥ 30,000

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人HANDS	事業年度	令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日
-----	----------------	------	--------------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	390,000 円
賛助会員受取会費	150,000 円
受取寄付金	9,073,752 円
受取助成金	8,550,000 円
受取補助金	27,175,074 円
受託事業収益	23,000,000 円
事業収益	150,000 円
受取利息	33,317 円
為替差益	142,108 円
雑収益	628,973 円
	円
	円
	円
	円
合 計	69,293,224 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
会員 A（短期借入金）	500,000 円
会員 A（長期借入金）	5,000,000 円
（長期借入金）	1,400,000 円
職員 B（長期借入金）	1,150,000 円
	円
合 計	8,050,000 円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		27,175,074 円	政府等補助金
		23,000,000 円	事業委託金
		5,550,000 円	助成金
		3,000,000 円	助成金
		3,000,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			ケニア事業給与・日当
			ケニア事業給与・日当
			パプア事業給与・日当
			パプア事業給与
		4,500,000 円	給与

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）なし

取引先の 氏名等	法人との 関係	借入資産の内容	借年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
		資金繰りのため	令和7年10月4日	1,000,000円	令和7年12月24日 借入金返済
		資金繰りのため	令和7年10月8日	1,000,000円	令和7年12月27日 借入金返済
			令和7年12月18日	1,000,000円	
			令和7年12月19日	1,000,000円	
			令和7年12月20日	1,000,000円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	1,500 円	令和 6 年 7 月 22 日
	101,000 円	令和 6 年 7 月 25 日
	101,500 円	令和 6 年 8 月 20 日
	1,000 円	令和 6 年 8 月 23 日
	1,500 円	令和 6 年 9 月 20 日
	101,000 円	令和 6 年 9 月 25 日
	1,500 円	令和 6 年 10 月 21 日
	100,000 円	令和 6 年 10 月 23 日
	1,000 円	令和 6 年 10 月 25 日
	1,500 円	令和 6 年 11 月 20 日
	1,000 円	令和 6 年 11 月 25 日
	100,000 円	令和 6 年 11 月 28 日
	1,500 円	令和 6 年 12 月 20 日
	101,000 円	令和 6 年 12 月 25 日
	1,500 円	令和 7 年 1 月 20 日
	1,000 円	令和 7 年 1 月 24 日
	100,000 円	令和 7 年 1 月 28 日
	100,000 円	令和 7 年 2 月 19 日
	1,500 円	令和 7 年 2 月 20 日
	1,000 円	令和 7 年 2 月 25 日
	100,000 円	令和 7 年 3 月 19 日
	1,500 円	令和 7 年 3 月 21 日
	1,000 円	令和 7 年 3 月 25 日
	100,000 円	令和 7 年 4 月 16 日
	1,500 円	令和 7 年 4 月 21 日
	1,000 円	令和 7 年 4 月 25 日
	1,500 円	令和 7 年 5 月 20 日
	100,000 円	令和 7 年 5 月 21 日
	1,000 円	令和 7 年 5 月 23 日
	100,000 円	令和 7 年 6 月 18 日
	1,500 円	令和 7 年 6 月 20 日
	1,000 円	令和 7 年 6 月 25 日
	1,000 円	令和 6 年 7 月 25 日
	1,000 円	令和 6 年 8 月 23 日
	1,000 円	令和 6 年 9 月 25 日

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与 の区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和6年7月1日～ 令和7年6月30日	4,500,000 円
			給与	令和7年3月1日～ 令和7年6月30日	148,298 円
			給与	令和6年7月1日～ 令和7年6月30日	
			給与	令和6年7月1日～ 令和7年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年7月1日 ～ 令和7年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
18 人	16,302,802 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		令和6年11月1日	231,200円	リトルベビーサークル活動支援
		令和6年11月8日	113,900円	リトルベビーサークル活動支援
		令和7年6月11日	1,359,236円	出産を待つ家2棟 2025年5月28日 2025年6月11日引渡
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
令和6.8.28	ケニア活動資金として（地球環境基金助成金概算払い）USD15,010.67	2,180,000円
令和6.9.13	シエラレオネ活動資金として（現地協働団体業務委託費第2回）USD4,075.00	580,688円
令和6.10.3	ケニア活動資金として（JICA 草の根第2四半期）USD13,993.36	2,077,315円
令和6.12.24	ケニア活動資金として（JICA 草の根第3四半期）USD10,614.58	1,681,562円
令和6.12.24	シエラレオネ活動資金として（現地協働団体業務委託費第3回）USD2,626.00	416,011円
令和7.2.20	ケニア活動資金として（JICA 草の根第4四半期）USD13,346.18	2,031,555円
令和7.3.26	ケニア活動資金として 助成金300万）USD19,847.83	3,000,000円
令和7.3.26	ケニア活動資金として（地球環境基金助成金精算払い102万円）USD6,748.27	1,020,000円
令和7.6.17	ケニア活動資金として（JICA 草の根第1四半期）USD18,492.57	2,710,825円
令和7.6.17	ケニア活動資金として（地球環境基金助成金精算払い102万円）USD7,007.98	1,027,300円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 HANDS					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 □ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和6年7月1日～ 令和7年6月30日	8人	0人	0%	2人	25%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
□							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

[illegible]

風間 春樹		理事		○							令和4年3月 25日就任
田中 徹二		監事		○							平成29年9月 24日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人HANDS		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（ソリマチ会計王 NPO 法人スタイル）使用 ルーズリーフ	毎月	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（ソリマチ会計王 NPO 法人スタイル）使用 ルーズリーフ	毎月	10年
現金出納帳	表計算ソフト（MS Excel）使用 ルーズリーフ	随時	10年
海外事務所 現金・預金出納帳 （ケニア、パプアニューギニア）	表計算ソフト（MS Excel）使用 ルーズリーフ	随時	10年
固定資産台帳	会計ソフト（ソリマチ会計王 NPO 法人スタイル）使用 ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳	表計算ソフト（MS Excel）使用 電子データ	毎月	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 HANDS						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人 HANDS		チェック欄						
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓						
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類									
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同	意	☐	☐	する	しない
同	意								
☐	☐								
する	しない								
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの								
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類								
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類								
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程								
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日								
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し								

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 HANDS
-----	-----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人HANDS		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ